静岡県文化振興基本条例 (概要版)

【平成18年10月18日静岡県条例第53号】

前文

本県は、美しい自然や温暖な気候、豊かな物産に恵まれているとともに、古くから東西日本の文化の交流が盛んに行われ、先人たちがはぐくんできた個性豊かで多様な文化が、各地に様々に存在している。

これらの文化を未来へと継承し、かつ、新たな地域文化として創造、発展させていくためには、産業、教育など他の施策分野との連携を図ること等により、子どもをはじめとした文化に関わる様々な人を育てる環境や仕組みを作っていかなければならない。

県民の文化に関する価値観や文化との関わり方は様々であり、持続的に文化を振興していくためには、県民の自主性の尊重を旨としつつ、文化を創造、享受する活動とともに、それらの活動を理解し、支援し、仲介する等の文化を支える活動が尊重されなければならない。

私たちは、県民すべての幸せと繁栄のため、本県の多様な文化資源を生かし、発展させて、個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現を目指すとともに、文化に関する活動を行う権利を県民一人ひとりが互いに尊重しあう社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

目的(第1条)

この条例は、文化振興の基本理念、県の役割及び文化振興施策の基本となる事項を定めることにより、

文化振興施策の総合的な推進を図り、個性豊かで 創意と活力にあふれる地域社会の実現に寄与すること を目的とする。

基本理念(第2条)

文化を創造し、享受し、又はそれらの活動を支える活動が県民の権利であることにかんがみ、県民が等しく文化活動に参加できるような環境の整備が図られなければならない。

県民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

文化の多様性が尊重されるとともに、多様な文化の共生が図られるよう配慮されなければならない。

文化が地域間の相互理解を深める上で重要な役割を果たすことにかんがみ、文化交流が積極的に推進されなければならない。

地域の伝統的な文化が県民の共通の財産としてはぐくまれ、招来にわたり引き継がれるよう配慮されなければならない。

県の役割(第3~5条)

基本理念にのっとり、文化振興施策を総合的に策定し、実施する。

文化振興施策の策定及び実施に当たっては、次の事項に十分配慮する。

- * 文化の内容に介入し、又は干渉することがないようにすること。
- * 広〈県民の意見が反映されるようにすること。
- * 広域的な視点に立ち、市町や民間団体等では実施が困難な施策に取り組むこと。 必要な体制の整備及び財政上の措置に努める。

市町との連携、市町が文化振興施策を策定、実施するために必要な助言、協力、又は市町相互の連携が図られるよう努める。

民間団体等の自主性、文化活動の多様性に十分に配慮しながら、 文化活動の相互連携の促進、支援活動が促進されるような環境の整 備等の支援を行う。

政策推進のための新しい仕組みづくり

静岡県文化振興基本計画(第6条)

知事は、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化振興基本計画を定め、公表する。

知事は、文化振興基本計画を定めるに当たっては、

文化振興施策と産業、まちづくり、教育、福祉その他の分野における施策との連携が図られるよう配慮する。

広〈県民の意見を聴〈とともに、静岡県文化政策審議会に意見を求める。

具体化

県民意見の反映

- 計画段階でのチェック - 効果等の検証・評価

静岡県文化政策審議会(第14~20条)

県に、静岡県文化政策審議会を置き、次に掲げる事務を行う。

文化振興基本計画に関し意見を述べること。

文化振興に関する基本的事項について調査審議すること。

文化振興施策の目標の達成度、効果等について検証及び評価すること。

その他文化振興に関し必要な事項について調査審議すること。

審議会は、委員20人以内で組織し、委員の任期は2年とする。

審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

文化の振興に関する基本的施策(第7~13条)

独創的で優れた地域文化の形成等を図るために必要な施策 地域に根ざした伝統文化、新たに創造された地域文化などの本 県の多様な文化資源の把握、保存、継承、活用の促進 など

広〈県民が文化活動を行う機会の充実を図るために必要な施策 文化施設の活用、民間団体等との連携による文化活動を行う 機会の提供 など

次代の文化の担い手となる青少年が豊かな人間性を形成し、創造性をはぐくむために必要な施策

学校教育における文化活動の充実 など

高齢者、障害者等の文化活動の充実を図るために必要な施策 高齢者等の文化活動が活発に行われるような環境の整備 など

本県の文化水準の向上に資するとともに、本県の魅力を高め、県民の誇りとなる文化の振興のために必要な施策

世界を視野に入れて文化を創造する活動に対する支援 など

民間団体等の支援活動の促進のために必要な施策 民間団体等の支援活動の普及啓発 など

県民の文化活動の促進に資する地域産業の振興及び当該地域産業による地域文化の形成を促進するために必要な施策 文化活動の促進に資する地域産業に関する情報の提供 など